北海道控除対象特定非営利活動法人を定めるための手続等を定める条例 (仮称)素案

1 趣旨

この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下、「控除対象特定非営利活動法人」という。)を条例で定めるための手続等に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 申出

控除対象特定非営利活動法人を目指す法人は、3に規定する基準に適合する旨を説明 する書類等を添付した申出書を知事に提出することとします。

3 指定手続を行うために適合すべき基準等

知事は、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人を 条例で定めるために必要な手続を行うものとします。その実績判定期間を2事業年度と します。

(1) 公益性要件

広く道民から支持を受けているものとして、次のいずれかに適合すること。

- ア 実績判定期間における経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が10%以上であること。
- イ 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数 の合計数が年平均50名以上であること。
- ウ 道内市町村条例に指定されている法人のうち知事が適当と認める法人
- (2) 公益性を向上させる要件

次のア~ウのいずれにも適合すること

- ア 道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、次 のいずれかに適合すること。
 - ① その事業活動に関する情報をマスメディアを通じて実績判定期間の各事業年度において2回以上提供していること。
 - ② その事業活動を掲載した会報誌等を実績判定期間の各事業年度において道内の公共施設等に5か所以上設置していること。
 - ③ 道民を対象としたその事業活動に関する催物を実績判定期間の各事業年度において 4回以上開催し、かつ一般参加者が延べ100人以上であること。
 - ④ 特定非営利活動へのボランティアの参加数が実績判定期間の各事業年度において延 べ100人以上いること。ただし、実人数が10人以上であること。
- イ 道民の福祉の向上に向けて、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、地縁組織その他の地域課題の解決に資する活動を行う団体と道内において協働した実績が実績判定期間の各事業年度において1回以上あること。
- ウ 事業を実施するための組織体制として、常勤の事務局スタッフを1名以上配置していること。

(3) 基本的要件

次のいずれにも適合すること。

- ア 北海道内に主たる事務所があること。
- イ 活動の対象が主に公益であること
- ウ 運営組織及び経理が適正であること
- エ 事業活動の内容が適切であること。
- オ 情報公開を適切に行っていること。
- カ 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- キ 法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと。
- ク 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- ※イ~クについては、認定NPO法人の認定基準と同様の考え方によります。

4 指定の手続を行わない場合(欠格事由)

次のいずれかに該当するNPO法人については、条例個別指定のために必要な手続を 行わないものとします(認定NPO法人の欠格事由と同様の考え方によります。)。

- (1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - ア 条例個別指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがな くなった日から5年を経過しない者
 - ウ 特定非営利活動法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (2) 条例個別指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- (3) 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない もの
- (6) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

5 指定の更新の申出

指定有効期間(5年間)経過後も引き続き指定を受けようとする場合は、更新申出期間内に更新の申出を行うこととします。

6 変更等の届出

指定法人は、役員又は定款、事業の概要を変更した場合は、知事にその旨を届け出なければならないこととします。

7 事業報告書等の閲覧等

指定法人は、事業報告書、定款等をインターネットの利用により公表し、また、閲覧の請求があった場合、事務所において閲覧させなければならないこととします。

8 報告及び検査

知事は法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認められるときは、当該指定法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、当該指定法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとします。

9 勧告及び命令

知事は、指定法人が、次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、法人に対し、改善のために必要な措置を執るべき旨を勧告、命令することができることとします。

- (1) 個別指定の基準に適合しなくなったとき
- (2) この条例の規定に違反し、届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- (3) この条例の規定に違反し、正当な理由がないのに、閲覧希望者に対し書類を閲覧をさせなかったとき、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- (4) この条例の規定に違反し、正当な理由がないのに、書類を公開しなかったとき
- (5) この条例の規定に違反し、書類を備え置かなかったとき、又は記載すべき事項を記載しなかったとき、若しくは不実の記載をしたとき
- (6) この条例の規定に違反し、8の報告をしなかったとき、若しくは虚偽の報告をした とき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき

10 事業の停止

指定法人が、特定非営利活動に係る事業以外の事業を行い生じた利益を、特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用したと認めるときは、知事は、その他の事業の停止を命ずることができることとします。

11 指定の取消し

知事は、指定法人が次のいずれかに該当するときは、条例個別指定を取消すこととします。

- ア 主たる事務所が道外に移転したとき
- イ 4の欠格事由のいずれかに該当するとき
- ウ 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき
- エ 正当な理由なく、条例に基づく勧告等に従わないとき など